

平成31年第II回 短答式試験

解答解説・企業法

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
2	2	3	4	5	2	4	2	3	6
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
1	6	5	3	4	6	6	1	5	1

必ず得点したい問題 (解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題 (解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題 (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン：68点/100点

$$(\textcircled{5} \times 8 + \textcircled{5} \times 11 \times 50\%) = 67.5 \rightarrow 68 \text{点}$$

本試験、お疲れ様でした。

前年度と比較して、設立と機関からの出題が1問減少し、その分、株式からの出題が2問増加しました。判例知識は、平成30年第2回をピークに、前回大きく減少し、今回も選択肢3つ程度の出題に留まっています。全体としては、前回と同程度の難易度で、他の科目に比べると、得点しやすい科目といえそうです。

問題1(商法)、問題3(設立)、問題4・5(株式)、問題9・10(機関)、問題14(計算書類)、問題16(社債)の8問を確実に正解し、残りの12問のうち半分を正解できれば、合格ラインに到達できます。

他の科目にも共通していえることですが、必ず得点したい問題を取りこぼさないことが肝要です。

問題 1 重要性***

小商人を除く個人商人（以下、「商人」という。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 商法上、登記するかどうか当事者の任意に委ねられている事項であっても、一度登記された当該事項に変更が生じたときは、当該当事者は、変更の登記をしなければならない。

○

商法10条（変更の登記及び消滅の登記）

この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

イ Aが不正の目的をもって、商人Bであると誤認されるおそれのある商号を使用した場合において、これにより営業上の利益を侵害された商人Bは、自己の商号を登記していないときには、
× 営業上の利益を侵害したAに対し、当該侵害の停止を請求することができない。

商法12条（他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止）1項、2項

何人も、不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある商人は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

→ 12条2項は自己の商号を登記していることを要件としていない。

ウ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、名板貸人は、名板借人が当該名板貸人と業種の異なる営業を行うときは、特段の事情のない限り、名板貸人としての責任を負わない。

○

最判昭43.6.13

エ 支配人が、自ら営業を行うことにつき商人の許可を受けた場合、当該営業によって当該支配人が得た利益の額は、当該商人に生じた損害の額と推定される。

×

商法23条（支配人の競業の禁止）2項

支配人は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自ら営業を行うこと。
- 二 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。
- 三 他の商人又は会社若しくは外国会社の使用人となること。
- 四 会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 支配人が前項の規定に違反して同項第二号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって支配人又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性**

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、商法の規定を変更し、又は排除する特約はないものとする。(5点)

ア 最高裁判所の判例によれば、不動産は、商法521条が商人間の留置権の目的物として定める「物」に当たる。

○

最判平29.12.14

イ 交互計算は、商人と商人でない者との間で平常取引をする場合においては、その効力を生じない。

×

商法529条（交互計算）

交互計算は、商人間又は商人と商人でない者との間で平常取引をする場合において、一定の期間内の取引から生ずる債権及び債務の総額について相殺をし、その残額の支払をすることを約することによって、その効力を生ずる。

ウ 荷受人は、運送品が到達地に到着したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

○

商法581条（荷受人の権利義務等）1項

荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

エ 問屋は、取引所の相場がない物品の販売又は買入れの委託を受けたときは、委託者に通知をすることにより、自ら買主又は売主となることができる。

×

商法555条（介入権）1項

問屋は、取引所の相場がある物品の販売又は買入れの委託を受けたときは、自ら買主又は売主となることができる。この場合において、売買の代価は、問屋が買主又は売主となったことの通知を発した時における取引所の相場によって定める。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 3 重要性***

株式会社の設立に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 発起設立において定款で設立時取締役として定められた者は、出資の履行が完了した時に、設立時取締役に選任されたものとみなされる。

○

会社法38条（設立時役員等の選任）4項

定款で設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この項において同じ。）、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなす。

イ 最高裁判所の判例によれば、定款に記載のない財産引受けが行われた場合、株式会社のみがその無効を主張でき、相手方は主張できない。

×

最判昭28.12.3

ウ 募集設立において定款に現物出資の記載がある場合、設立時取締役は、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

×

会社法33条（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）1項

発起人は、定款に第28条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、第30条第1項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

エ 株式会社の成立の時ににおける現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載された価額に著しく不足する場合の責任は、株主による責任追及等の訴えの対象となる。

○

会社法847条（株主による責任追及等の訴え）1項

6ヶ月前から引き続き株式を有する株主は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等若しくは清算人の責任を追及する訴え、第102条の2第1項、第212条第1項若しくは第285条第1項の規定による支払を求める訴え、第120条第3項の利益の返還を求める訴え又は第213条の2第1項若しくは第286条の2第1項の規定による支払若しくは給付を求める訴えの提起を請求することができる。

会社法212条（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）1項二号

募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

二 第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時ににおけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第199条第1項第三号の価額に著しく不足する場合
当該不足額

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 4 重要性***

株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 新株発行の無効の訴えを提起する権利は、少数株主権である。

× **会社法828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）2項2号**

次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

二 前項第二号に掲げる行為（株式会社の成立後における株式の発行）

当該株式会社の株主等

→ 少数株主権ではなく、単独株主権である。

イ 公開会社でない株式会社は、全ての株主に対して、その有する株式の数にかかわらず、同額の剰余金の配当を受ける権利を与える旨を定款に定めることができる。

○

会社法109条（株主の平等）2項

前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第105条第1項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。

ウ 公開会社でない監査等委員会設置会社は、種類株主総会において監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役を選任することを内容とする種類株式を発行する旨を定款に定めることができる。

○

会社法108条（異なる種類の株式）1項柱書ただし書

ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第九号及び第112条第1項において同じ。）又は監査役を選任すること。

エ 公開会社でない株式会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加させる場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができない。

×

会社法113条（発行可能株式総数）3項1号

次に掲げる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。

一 公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題 5 重要性***

子会社による親会社株式の取得等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 子会社は、市場価格のある親会社株式を、当該親会社株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該親会社株式1株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない額で、取得することができる。
- ×

会社法135条（親会社株式の取得の禁止）1項

子会社は、その親会社である株式会社の株式（以下この条において「親会社株式」という。）を取得してはならない。

- イ 子会社は、その有する親会社株式につき、議決権を行使することができない。

○ 会社法308条（議決権の数）1項かっこ書き

株主（株式会社がその総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

- ウ 子会社は、その有する親会社株式につき、剰余金の配当を受けることができない。

- × このような規定は存在しない。

- エ 子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。

○ 会社法135条（親会社株式の取得の禁止）3項

子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. **イエ** 6. ウエ

問題 6 重要性**

単元株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 公開会社（種類株式発行会社を除く。）は、取締役会の決議によって、定款を変更して、単元株式数を減少し、又は単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。

○

会社法195条1項

株式会社は、第466条の規定にかかわらず、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、定款を変更して単元株式数を減少し、又は単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。

イ 公開会社は、単元未満株主について、株主による責任追及等の訴えを提起する権利を有しない旨を定款で定めることができない。

×

会社法189条（単元未満株式についての権利の制限等）2項

株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の全部又は一部を行使することができない旨を定款で定めることができる。

一 第171条第1項第一号に規定する取得対価の交付を受ける権利

二 株式会社による取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利

三 第185条に規定する株式無償割当てを受ける権利

四 第192条第1項の規定により単元未満株式を買い取ることを請求する権利

五 残余財産の分配を受ける権利

六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める権利

→ 会社法は、「定款で制限できない権利」を189条2項一～六に列挙しているが、問題文にある権利はこれらに該当しないため、単元未満株主について、株主による責任追及等の訴えを提起する権利を有しない旨を定款で定めることができる。

ウ 単元未満株主が単元未満株式売渡請求をすることができる旨の定款の定めがない限り、単元未満株主は、株式会社に対して、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができない。

○

会社法194条1項

株式会社は、単元未満株主が当該株式会社に対して単元未満株式売渡請求（単元未満株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当該単元未満株主に売り渡すことを請求することをいう。）をすることができる旨を定款で定めることができる。

エ 単元未満株主が単元未満株式の買取請求をすることができる旨の定款の定めがない限り、単元未満株主は、株式会社に対して、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができない。

×

会社法192条（単元未満株式の買取りの請求）1項

単元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 7 重要性**

証券発行新株予約権に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 証券発行新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し、当該新株予約権者の有する新株予約権に係る新株予約権証券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

×

会社法217条（株券不所持の申出）参照

株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

→ 217条は株券についての不所持の申出を規定しているが、新株予約権については、このような規定はない。

イ 証券発行新株予約権の新株予約権者は、当該証券発行新株予約権を行使しようとする場合には、新株予約権証券が発行されていないときを除き、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を株式会社に提出しなければならない。

○

会社法280条（新株予約権の行使）2項

証券発行新株予約権を行使しようとするときは、当該証券発行新株予約権の新株予約権者は、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を株式会社に提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券が発行されていないときは、この限りでない。

ウ 証券発行新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を占有しなければ、その質権をもって株式会社その他の第三者に対抗することができない。

○

会社法268条（新株予約権の質入れの対抗要件）2項

前項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を占有しなければ、その質権をもって株式会社その他の第三者に対抗することができない。

エ 新株予約権証券は、当該新株予約権証券に関する法定の事項を新株予約権証券喪失登録簿に記載又は記録することにより、無効とすることができる。

×

会社法291条（新株予約権証券の喪失）

新株予約権証券は、非訟事件手続法第100条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題 8 重要性**

株式会社における機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査等委員会設置会社は、常に、取締役会設置会社である。

- 会社法327条（取締役会等の設置義務等）1項3号
次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。
- 一 公開会社
 - 二 監査役会設置会社
 - 三 監査等委員会設置会社
 - 四 指名委員会等設置会社

イ 取締役会設置会社は、常に、公開会社である。

- × 会社法327条1項1号（上記アの選択肢解説参照）により、公開会社は、必ず、取締役会を置かなければならない。しかし、取締役設置会社が常に公開会社であるとは限らない。

ウ 指名委員会等設置会社は、常に、会計監査人設置会社である。

- 会社法327条（取締役会等の設置義務等）5項
監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

エ 会計参与設置会社は、常に、取締役会設置会社である。

- × 会社法327条（取締役会等の設置義務等）1項一号～4号
→ 会社法327条1項一号～四号（上記アの選択肢解説参照）に、「会計参与設置会社」が列挙されていないため、会計参与設置会社は、必ずしも取締役会設置会社とはいえない。

1. アイ 2. **アウ** 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性***

株主総会における書面による議決権の行使に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、電磁的方法による通知は考慮しないものとする。(5点)

ア 株式会社は、株主総会の日から3か月間、当該株式会社に提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。

○

会社法311条（書面による議決権の行使）3項

株式会社は、株主総会の日から3箇月間、第1項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。

イ 債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

×

会社法311条（書面による議決権の行使）4項

株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

ウ 各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が株式会社に提出された場合は、当該株式会社は、当該議案について棄権したものと取り扱わなければならない、これと異なる取扱いを定めることはできない。

×

会社法298条（株主総会の招集の決定）1項五号

取締役は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

会社法施行規則63条（招集の決定事項）3号ニ

法第298条第1項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

ニ 第66条第1項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

会社法施行規則66条（議決権行使書面）1項2号

ニ 第63条第三号ニに掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が株式会社に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

エ 株式会社の取締役は、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合には、当該株主総会の招集通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

○

会社法301条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）1項

取締役は、第298条第1項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第299条第1項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題10 重要性***

株主総会及び種類株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 定款を変更して、その発行する全部の株式の内容として株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができる旨の定款の定めを設けようとする場合の株主総会決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
- ×

会社法110条（定款の変更の手続の特則）

定款を変更してその発行する全部の株式の内容として第107条第1項第三号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとする場合（株式会社が種類株式発行会社である場合を除く。）には、株主全員の同意を得なければならない。

- イ 株式会社の親会社社員は、株式会社の営業時間内はいつでも、株主総会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- ×

会社法318条（議事録）5項

株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第1項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

- ウ 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなされる。
-

会社法320条（株主総会への報告の省略）

取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

- エ 種類株式発行会社は、種類株主総会の決議要件を定款の定めにより加重することができる。

- 会社法324条（種類株主総会の決議）2項等参照

前項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行なわなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性**

監査役設置会社における取締役会（特別取締役による取締役会の場合を除く。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、各記述において定款に別段の定めはないものとする。（5点）

ア 監査役は、取締役が不正の行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。

○

会社法382条（取締役への報告義務）

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に報告しなければならない。

イ 取締役会を招集する者が招集の通知を発する場合には、取締役会の日の1週間前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発しなければならない。

○

会社法368条（招集手続）1項

取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間前までに、各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。

ウ 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役及び監査役の全員が電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされる。

×

会社法370条（取締役会の決議の省略）

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

エ 代表取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならないが、これを取締役及び監査役の全員に対して通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

×

会社法363条（取締役会設置会社の取締役の権限）2項

前項各号に掲げる取締役（代表取締役、業務執行取締役）は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

会社法372条（取締役会への報告の省略）2項

前項の規定は、第363条第2項の規定による報告については、適用しない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題12 重要性**

監査等委員会設置会社における取締役の競業及び利益相反取引に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査等委員である取締役が、自己のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき取締役会の承認を受けることを要しない。

×

会社法356条（競業及び利益相反取引の制限）1項

取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

会社法365条（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）1項

取締役会設置会社における第356条の規定の適用については、同条第1項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

イ 代表取締役が、取締役会の承認を受けることなく、自己のために株式会社と取引をした場合には、当該取引によって当該代表取締役が得た利益の額は、当該代表取締役の任務懈怠によって当該株式会社に生じた損害の額と推定される。

×

会社法423条（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）2項

取締役又は執行役が第356条第1項の規定に違反して第356条第1項第一号の（競業）取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

ウ 代表取締役が、自己のために株式会社とする取引につき、取締役会の承認に加え、監査等委員会の承認を受けたときは、当該取引によって当該株式会社に生じた損害の賠償責任につき、

○

当該代表取締役は、その任務を怠ったものと推定されることはない。

会社法423条（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）4項

前項（任務懈怠の推定）の規定は、第356条第1項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。

エ 代表取締役が、自己のために株式会社と取引をした場合、当該取引につき取締役会の承認を受けていたときであっても、当該代表取締役の当該取引によって当該株式会社に生じた損害を

○

賠償する責任は、任務を怠ったことが当該代表取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

会社法428条（取締役が自己のためにした取引に関する特則）1項

第356条第1項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした取締役又は執行役の第423条第1項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役又は執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題13 重要性**

株式会社の役員等の報酬等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査等委員会設置会社における取締役の報酬等のうち額が確定しているものについては、定款又は株主総会の決議によって取締役全員に支給する報酬等の総額のみを定め、各取締役の報酬等の決定を取締役に委ねることが認められる。
- ×

361条（取締役の報酬等）2項

監査等委員会設置会社においては、前項各号（取締役の報酬）に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

- イ 監査役会設置会社において、取締役が会計監査人の報酬等を定める場合には、監査役会の同意を得なければならない。

○

会社法399条（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役との関与）

1項 取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2項 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査役会」とする。

- ウ 指名委員会等設置会社の報酬委員会の委員である取締役の報酬等の内容は、定款又は株主総会の決議によって定めなければならない。

×

会社法404条（指名委員会等の権限等）3項

報酬委員会は、第361条第1項並びに第379条第1項及び第2項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。

- エ 監査等委員会設置会社において、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べるができる。
-

会社法361条（取締役の報酬等）6項

監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べるができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. **イエ** 6. ウエ

問題14 重要性***

株式会社の計算書類等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

○

会社法435条（計算書類等の作成及び保存）4項

株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

イ 取締役会を設置する監査役設置会社（清算株式会社を除く。）においては、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を経た上で、監査役の監査を受けなければならない。

×

会社法436条（計算書類等の監査等）3項

取締役会設置会社においては、前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第1項又は前項の規定の適用がある場合にあっては、第1項又は前項の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならない。

ウ 会計監査人設置会社（清算株式会社を除く。）においては、事業報告及びその附属明細書については、会計監査人の監査を受けなければならない。

×

会社法436条（計算書類等の監査等）2項

会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

エ 取締役会設置会社（清算株式会社を除く。）においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類及び事業報告を提供しなければならない。

○

会社法437条（計算書類等の株主への提供）

取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を提供しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題15 重要性*

持分会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 社員の持分の割合は、当該持分会社の発行済持分総数に対して自己が所有する持分数の比率により定まる。

×

持分会社の社員はそれぞれが不均一な1個の持分を有する。

イ 業務を執行する社員を定款で定めた場合には、定款に別段の定めがない限り、業務を執行する権利を有しない社員であっても、当該持分会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

○

会社法592条（社員の持分会社の業務及び財産状況に関する調査）1項

業務を執行する社員を定款で定めた場合には、各社員は、持分会社の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び財産の状況を調査することができる。

ウ 合資会社は、定款で定めた解散の事由の発生によって解散した場合には、総社員の同意によって任意清算をすることができる。

○

会社法668条（財産の処分の方法）

持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）は、定款又は総社員の同意によって、当該持分会社が第641条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合における当該持分会社の財産の処分の方法を定めることができる。

エ 持分会社の社員が保佐開始の審判を受けたことは、法定の退社事由である。

×

会社法607条（法定退社）1項

社員は、前条、第609条第1項、第642条第2項及び第845条の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

七 後見開始の審判を受けたこと。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題16 重要性***

社債に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 社債権者集会の招集の手續が法令に違反する場合には、社債権者は、訴えをもって当該社債権者集会の決議の取消しを請求することができる。

×

社債権者集会の決議の取消しの訴えについての規定は設けられていない。

イ 信託会社は、社債管理者となる資格を有しない。

×

会社法703条（社債管理者の資格）3号

社債管理者は、次に掲げる者でなければならない。

二 信託会社3号

ウ 社債管理者は、社債発行会社又は社債権者集会の同意を得られなかった場合であっても、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

○

会社法711条（社債管理者の辞任）3項

第1項の規定にかかわらず、社債管理者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

エ 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

○

会社法726条（書面による議決権の行使）1項

社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題17 重要性**

株式会社の事業の譲渡及び組織再編に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式会社がその事業の全部を譲渡する場合において、そのための株主総会の決議と同時に当該株式会社が解散する旨の決議がされたときは、当該株式会社の債権者は、当該事業譲渡について異議を述べることができる。

事業譲渡では債務引受の手続きがとられるため、組織再編行為のような債権者異議手続きは規定されていない。

- イ 吸収合併において吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅株式会社から承継する資産の額が、当該吸収合併存続株式会社が当該吸収合併消滅株式会社から承継する債務の額を超える場合は、当該吸収合併存続株式会社の債権者は、当該吸収合併について異議を述べることができない。

会社法799条（債権者の異議）1項

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、存続株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

一 吸収合併をする場合 吸収合併存続株式会社の債権者

- ウ 株式会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継株式会社全ての債権者は、当該吸収分割承継株式会社に対し、所定の期間内に当該吸収分割について異議を述べることができる。

○

会社法799条（債権者の異議）1項

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、存続株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

二 吸収分割をする場合 吸収分割承継株式会社の債権者

- エ 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権付社債についての社債権者は、株式交換完全子会社に対し、所定の期間内に当該株式交換について異議を述べることができる。

○

会社法789条（債権者の異議）1項

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

三 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 当該新株予約権付社債についての社債権者

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題18 重要性**

会社の組織再編に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は、合名会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことができる。

○ 会社法2条（定義）

二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

イ 吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社でない場合において、吸収合併存続持分会社が当該吸収合併消滅株式会社の株主に対して交付する合併対価等の全部又は一部が当該吸収合併存続持分会社の持分であるときは、吸収合併契約について当該吸収合併消滅株式会社の総株主の同意を得なければならない。

会社法783条（吸収合併契約等の承認等）2項

前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等（合併対価等）の全部又は一部が持分等（持分会社の持分その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。）であるときは、吸収合併契約又は株式交換契約について吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の総株主の同意を得なければならない。

ウ 合同会社である吸収分割承継会社が、吸収分割に際して、種類株式発行会社でない吸収分割株式会社に対してその事業に関する権利義務に代わる金銭等を交付する場合において、当該金銭等が当該吸収分割承継会社の持分であるときは、当該吸収分割株式会社では、吸収分割契約について総株主の同意を得なければならない。

会社法783条（吸収合併契約等の承認等）2項参照

※ 吸収分割株式会社に対して金銭等を交付する場合、総株主の同意を得る必要はない。

エ 株式会社は、合同会社を株式移転完全親会社とする株式移転を行うことができる。

× 会社法772条（株式移転計画の作成）1項

一又は二以上の株式会社は、株式移転をすることができる。この場合においては、株式移転計画を作成しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題19 重要性**

金融商品取引法上の有価証券に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 合同会社の社員権は、金融商品取引法上の有価証券とみなされることはない。

× 金商法2条（定義）2項

～次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権

イ 貸付信託の受益証券は、金融商品取引法第二章の企業内容等の開示の規定が適用されない有価証券である。

○

金商法3条（適用除外有価証券）

二 第2条第1項第三号、第六号及び第十二号（貸付信託の受益証券）に掲げる有価証券

ウ 信託の受益権は、金融商品取引法上の有価証券とみなされることはない。

× 金商法2条（定義）2項

～次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権

エ 募集社債の募集事項として社債券を発行する旨を定めた会社において、社債券が発行される前の社債権者の権利は、金融商品取引法上の有価証券とみなされる。

○

金商法2条（定義）2項

前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券（1項五 社債券）、～は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、～

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. **イエ** 6. ウエ

問題20 重要性**

金融商品取引法に基づく開示に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 四半期報告書を提出しなければならない会社は、半期報告書を提出する必要はない。

○ 金商法24条の5（半期報告書及び臨時報告書の提出）1項

第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社は、その事業年度が六月を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（半期報告書）を、当該期間経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

イ 有価証券報告書を提出しなければならない会社は、株式移転をすることを決定した場合は、臨時報告書を提出しなければならない。

○

金商法24条の5（半期報告書及び臨時報告書の提出）4項

第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その会社が発行者である有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を記載した報告書（臨時報告書）を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

企業内容開示内閣府令19条（臨時報告書の記載内容等）1項

法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

企業内容開示内閣府令19条（臨時報告書の記載内容等）2項

六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

ウ 上場株券を発行する会社は、自己の株式を取得する旨の決議をした株主総会又は取締役会の終結した日が属する月の翌月から、自己株券買付状況報告書を提出しなければならない。

×

金商法24条の6（自己株券買付状況報告書の提出）1項

上場株券等の発行者は、会社法第156条第1項の規定による決議等があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該決議等があつた株主総会若しくは取締役会又はこれらに相当するものとして政令で定める会議（株主総会等）の終結した日の属する月から同法第156条第1項第三号に掲げる期間の満了する日又報告月ごとに、当該株主総会等の決議等に基づいて自己株券買付状況報告書を、各報告月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

エ 有価証券報告書を提出しなければならない会社の議決権の過半数を所有している会社は、当該会社が有価証券報告書を提出しなければならない会社であっても、親会社等状況報告書を提出しなければならない。

×

金商法24条の7（親会社等状況報告書の提出）1項

第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（提出子会社）の議決権の過半数を所有している会社その他の当該有価証券報告書を提出しなければならない会

社と密接な関係を有するものとして政令で定めるもの（第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社を除く。親会社等）は、内閣府令で定めるところにより、当該親会社等の事業年度ごとに、当該親会社等の株式を所有する者に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（親会社等状況報告書）を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ